

全国首長九条の会ニュース

2023年9月11日 第51号 ホームページ：<https://kubicho9jo.com/>

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-7 神田中央ビル 303 九条の会気付 ☎03-3221-5075
fax03-3221-5076 メール：sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp 郵便振替口座 00190-4-635731 (全国首長九条の会)

事務局では、「第4回総会と市民のつどい」を下記のように開催すべく準備を始めています。

全国首長九条の会第4回総会と市民のつどい

- ◆日時：2023年11月19日（日）午後1時半から午後4時半
- ◆会場：明治大学リバテータワー予定

今号は、鹿児島県曾於市の五位塚市長、元富山県小杉町長の土井さんの寄稿と、9月4日の最高裁判決に対する、沖縄県知事のコメントを掲載しました。元秋田県大館市長の畠山健次郎さんが本年6月3日89歳で、元東京都保谷市長の都丸哲也さんが8月13日102歳で亡くなりました。会員は124名になりました。

平和憲法を守るため、今立ち上がりましょう



鹿児島県曾於市長 五位塚 剛

私は現在、鹿児島県の大隅半島にある曾於市の市長をしております。隣接は宮崎県の都城市です。買い物や仕事を含めて同じ経済圏になります。私は長いこと、空調関係の仕事をしなが

りながら農業委員、曾於民商の会長、そして共産党の町議・市議として活動してきました。鹿児島県は大変保守の強いところです。前市長が市民の声を無視して13億5000万円の花公園（フラワーパーク）事業を強引に進めていた時に、最終的には「住みよい曾於市を創る会」から推されて市長に就任しました。市長就任時には教育長や副市長の人事も否決させるなど大変苦労いたしました。しかし、市民の力はそのような妨害をはねのけて住民本位の市政を確実に創り上げてきました。現在、3期目の折り返しに入っております。

私は市長の仕事は、まず市民の命とくらしを守ることだと確信しております。予算も市民（住民）が納得する（喜ばれる）使い方をすることだと考えております。そのためには議会へも市民へも丁寧に説明してきました。市役所再編に伴って末吉本庁舎を増築して2つの支所もコンパクトに建て替えを準備しております。ほとんどの市民から反対の声もなく大歓迎されております。来年の4月からは閉校した財部高校跡地に鹿児島大学と共同で南九州畜産獣医学拠点事業が始まります。つまり全国の獣医師を育てる施設です。地方創生事業を20億円認めていただきました。これは

地元出身の森山ひろし衆議院議員の御支援をいただきました。この事業につきましても市民そして農畜産関係、大学の皆様から大変期待されております。

私たちの市をはじめ、鹿児島県、九州全体が畜産をはじめ農業生産県で国民の食糧を作っています。

しかし今ロシアがウクライナへ侵略し戦争していることが原油の高騰・肥料・飼料の高値につながり、農業畜産が危機的状況にあります。

この状況を一日でも早く解決するには、この戦争をやめさせるべきです。軍事費を増やすのではなく、世界的に平和的な話し合いを加速して終結させるべきです。残念ながら日本の国はそのような状況になっていない事に大変疑問を感じます。

また、世界的に地球温暖化で見たことのないような大災害・大火事が起きております。私たちは将来の子どもたちのために立ち上がるべきです。多くの自治体の首長も基本的には同じ考えではないでしょうか。私は多くの国民と一緒に戦争をさせない、そして巻き込まれない為にも平和憲法を守るために頑張っていきたいと思っております。

汚染水放出は、日本政治の「退廃」

10・5九条の会大集会に連帯、改憲阻止へ



元富山県小杉町長 土井 由三

東京電力が8月24日、福島第一原発汚染水の海洋放出を始めました。福島県漁連や全漁連をはじめ、圧倒的多数の国民のほか、原子力市民委員会、国際環境 NGO FoEJapan など

専門家集団が反対や懸念の声明・見解を出しているのに、です。日本政府が22日閣議で決めた「勇気ある決断」（自民党の額賀福志郎・東日本大震災復興加速化本部長）によります。

これは、日本政治の退廃を象徴します。「退廃」とは、広辞苑によれば、「衰えすたれること、気風がくずれること、また、その不健全な気風」とあり、角川の「国語辞典」では「①破れすたれること②道徳・気風がみだれること」とあります。つまり、道徳的にも不健全な姿です。道理が通りません。

汚染水を処理水とごまかしていますが、海洋に垂れ流すのに、海水で薄めて基準以下だというのですから、何のことはない、海にそのまま流し込むのと実質的には同じことでしょう。イタイタイ病や水俣病裁判で60～70年代に論理的にも破綻した希釈の論理を使いまわしています。どんなに言い募ろうと、科学的ではないのです。

私が代表の「戦争法廃止！射水でも実行委員会・市民アクションいみず」は、8月26日、射水市内でスタンディングをし、リレートークで「海を汚すな！」とアピールしました。この市民組織は、故安倍晋三元首相が2015年9月19日に「戦争法」を強行採決したことに抗議し、撤回を求めて立ち上げたもので、以来毎月この日を中心にした土、日曜に集会やデモ、スタンディングを展開、冬場の降雪シーズンには、県内の弁護士や富山大学・富山国際大学の先生方、市民活動家らに講師をお願いして室内での講演会を開いています。

当初は、射水市内でも「デモなどの行動を！」と、「戦争法廃止！射水でも実行委員会」として発足しましたが、2018年1月には全国的な改憲反対の3000万緊急署名に呼応して「市民アクションいみず」も結成しました。以降は合同での活動になっています。今回で足掛け9年・通算70回を超えるアクションで、「9条平和小杉の会」メンバーも加わっています。

漁業者を含む福島、宮城、茨城県の住民らが、9月8日に海洋放出の差し止めを求めて、国と東電を福島地裁に提訴すると新聞各紙が報じています。

「処理水放出は汚染者が汚染物質を拡大させないという原則に反し、市民の平穏生活権を侵害する」とし、放出に関する東電の実施計画、関連設備の検査を合格とした国（原子力規制委員会）の処分取り消しのほか、東電に放出禁止を求めています。この裁判闘争に全面的に賛同し、歩を共にしたいと思っています。26日の私たちのスタンディングでは、台湾での麻生太郎自民党副総裁の「台湾有事に『闘う覚悟だ』」発言は、危険な火遊び！と訴えました。10月5日に予定の「大軍拡反対！憲法改悪を止めよう10・5九条の会大集会」にも、賛同を示して連帯しました。

戦争を煽って、大增税の上で改憲に持ち込もうとす

る政権側の目論見に断固反対していかねばなりません。2012年に安倍政権が改憲を声高に主張、市民連合共同代表・中野晃一さん（上智大教授）がいう「安倍体制」が今も続いています。これまで改憲を阻止してきたのは、九条の会をはじめ、全国の九条を守ろうとしている平和を願う市民の力によるものでしょう。そのことに自信と確信をもってこれからも前進していくことが大事です。各国政選挙で眠った状態の50%前後の有権者にも声を届け、輪を広げて力を尽くしたいと思っています。

最高裁判決に対するコメント

沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対し承認処分をするよう国土交通大臣から受けた是正の指示の取消しを求めた関与取消訴訟について、最高裁判所は、本日の上告を棄却すると判決を言い渡しました。

最高裁判所には、憲法が託した「法の番人」としての矜持と責任の下、地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を最後まで期待していただけに、極めて残念であります。

県は、B-27地点の力学的試験の必要性や、工事の実施がジュゴンに及ぼす影響及び地盤改良に伴う海底面の改変範囲の拡張が環境に及ぼす影響について、専門技術的な知見に基づいた県の判断に何ら裁量の逸脱濫用はないこと、また、工期の長期化によって普天間飛行場の危険性の早期除去に繋がらないことを考慮した県の判断に、何ら事実の基礎を欠いたり社会通念に照らし明らかに妥当性を欠いたりする点はないことなど、県の判断が技術的にも法律的にも正しいことを強く主張してまいりました。

しかし、最高裁判所は、県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について何らの判断も示さず、県の訴えを退けました。最高裁判所による国土交通大臣の裁決に係る先日の上告不受理決定は、国の機関の行政不服審査法による私人同様の権利救済を承認した不当なものでした。

加えて、本日の判決は、本来、公有水面埋立法の承認要件充足性を判断すべきところ、裁決の効力を優先させることで判断を回避したもので、関与取消訴訟意義を無にするものです。さらには、主務大臣による裁決のみでは地方公共団体に特定の処分を命ずることができないという行政不服審査法の規定を超える義務を地方公共団体に課すものです。

このような判決は、地方公共団体の主体的な判断を無にするものであり、地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法が定める地方自治の本旨をも蔑ろにしかねないものであって、深く憂慮せざるを得ません。

県としましては、判決内容を踏まえ、今後の対応について検討してまいります。

令和5年9月4日

沖縄県知事 玉城デニー